

令和7年度駐留軍等労働者労務管理機構におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

随意契約を前提とした見積依頼です。
有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方いたします。

番号	種別	件 名 / 品 名	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積合わせの日時	備考
1	物品	電話設備一式の購入	令和7年12月19日(金)	令和8年1月8日(木)	令和8年1月9日(金) 10時00分	
2						
3						
4						
5						

令和7年12月19日

オープンカウンター方式による見積合わせの実施について

契約責任者
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
岩国支部長 坂本 渉

- 1 見積合わせ実施日
令和8年1月9日（金）

- 2 件名
電話設備一式の購入

- 3 調達内容

品名	仕様等	数量
別添仕様書のとおり		

- 4 履行期間等
別添仕様書のとおり

- 5 参加資格
- （1）令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち、「物品の販売」において「A」、「B」、「C」又は「D」等級の格付を受け、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
 - （2）その他の参加資格については、「独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構におけるオープンカウンター方式による随意契約事務実施要領」（以下「実施要領」という。）第5の第1号及び第3号から第6号までに該当する者であること。

- 6 見積書等提出期限
- 見積合わせ参加希望者は、見積書について、5（1）に掲げる資格を証する書面の写しを添付の上、令和8年1月8日（木）午後5時までに、7に定める担当部署宛てに持参、郵送、託送又は電子メールにより提出すること（郵送若しくは託送による場合は必着）。
- ただし、実施要領第6の第3項ただし書の規定に該当する場合は、5（1）に掲げる資格を証する書面の添付を省略できるものとする。

- 7 担当部署
山口県岩国市中津町二丁目15番35号
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構 岩国支部管理課総務経理係
電話：0827-21-1271
E-mail：haihu_account iwakuni@lmo.go.jp

仕 様 書

1 件 名

電話設備一式の購入

2 適用範囲

この仕様書は、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構岩国支部（以下「機構」という。）において使用する電話機及び主装置（以下「本機」という。）の購入（納入、設置、設定（点検・調整）をいう。以下同じ。）及び既存品の撤去（以下「本調達」という。）について規定し、適用するものである。

3 本調達の履行場所

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構 岩国支部
山口県岩国市中津町2丁目15-35

4 本調達の履行期限

令和8年3月19日（木）まで

5 調達機器

本機の仕様は、別表1のとおりとし、製造・販売が継続中である製品でなければならない。また、納入される本機は、メーカーによる品質管理の下で製造されたものであって、その品質を保証された新品でなければならない。よって、ショップオリジナル製品、中古品、事故品、展示品、新古品等については、納入することを認めない。

6 一般的要求事項

- (1) 本調達の履行期限までに、機構の担当者が指定する場所に本機を設置し、使用できるよう設定を行うものとする（既設FAXとの接続を含む）。また、納入にあたっては、機構の業務時間（行政機関の休日に関する法律第1条第1項の各号に掲げる日を除く、平日の8時30分から17時15分をいう。）を避けるものとし、詳細な設置日時等については、事前に当該担当者と調整の上、了承を得るものとする。
- (2) 本機の使用に係る設定方法について、取扱説明書とは別に、機構のユーザ一個人が使用できる簡潔なマニュアルを作成するものとする。
- (3) 本機の設定に当たっては、既設配線を使用することができるものとする。
ただし、受注者は、既設配線に故障を発見した場合には、速やかに機構の担当者と協議するものとする。
- (4) 本機の設定及び設定がなされた後、機構の担当者に対し適切な操作方法を指導するものとする。

- (5) 8に基づく機構の担当者による検査を受け、その結果が不合格となった場合には、当該担当者の指示に従って、速やかに本機を完全な代替機器と交換等しなければならない。
- (6) 別表2に掲げる現有機器を機構の担当者の指示に従って、本調達の履行場所から撤去するものとする。

7 秘密保全

受注者は、本調達の実施に際して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。本調達に係る契約が終了した後も継続されるものとする。

8 検査

本機の納入、設置及び設定に係る検査については、受注者から納入完了通知がなされた後、受注者又はその代理人の立会いの下、当該納入等が契約書及び仕様書に定める規格及び数量等に適合するか否かにより実施するものとする。

9 特記事項

- (1) 本機の設置に際し、N T T及びその他機構が指定する者と調整し、作業を行うものとする。
- (2) 本機の設置場所に所在する施設又は設備に損害を与えた場合は、直ちに機構の担当者に報告するとともに、当該担当者の指示により、これを完全に修復しなければならない。
- (3) 納入した電話設備等について、検査後1年間保証し、適切な保守体制を確保すること。

10 作業及び情報の保全

- (1) 本調達に関する資料について、その取扱いには十分留意し、また、本調達の用に供する目的以外で複写及び複製することを禁止し、さらに、作業に従事する者以外に閲覧させてはならない。
- (2) 機構から提供される資料は、原則として貸出しによるものとし、機構が指定した期限までに返却するものとする。
- (3) 第三者委託の制限
 - ア 受注者は、本調達の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

ただし、あらかじめ下記イの書面により機構と協議し、やむを得ないものとして機構の承認を得た場合に限り、受注者は、本調達の一部に限り、第三者に委託し、又は請け負わせることができる。
 - イ 前記アのただし書の規定に基づき、本調達の一部を第三者に委託又は請け負わせる際に必須となる機構との書面による協議に当たっては、本調達の仕様書を遵守さ

せることはもとより、次の事項を記載した業務委託承認申請書を提出しなければならない。

(a) 第三者の名称、代表者氏名、担当者、連絡先等

(b) 第三者が行う業務の内容及び金額

(c) 第三者に委託し、又は請け負わせることが必要な理由

(d) 第三者に委託し、又は請け負わせる際に必要のない情報に対するアクセスの制限に関する事項

ウ 本調達は、受注者又は機構の承認を得た第三者により完結させなければならない。この場合において、前記ア及びイにより本調達の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることにつき機構が承認したときでも、受注者は、機構に対し、当該承認に係る第三者の行為についての全責任を負うものとする。

- (4) 本調達において採用する機器等については、サプライチェーン・リスク（ハードウェア製品を意図的に不正改造したりする（正規の製造工程における過程上のものを含む。）など、機構の意図しない変更を受注者又は第三者が機器等に加えることにより情報を窃取することを可能にするなどの情報セキュリティ上のリスクをいう。）の懸念を生じない製品等を選定しなければならない。当該製品等のリストについては、サプライチェーン・リスクの懸念がない旨を疎明する資料を添え、あらかじめ別紙による「機器等リスト」を機構に提案し、機構においてサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断された場合には、代替製品の選定、リスクの低減策等につき、当該代替製品の調達先と迅速かつ密接に連携しながら、機構に提案したリストの見直しを行い、改めて機構の承認を得なければならない。

11 提出書類等

受注者は、本調達全般に係る完成図書等（「表 1 提出書類」を想定しているが、機構と協議の上、決定すること）を作成、機構の担当者が別に指定する日までに印刷物 1 部を提出すること。加えて、電子媒体（CD、DVD 等）1 枚を機構に提出すること。

表 1 提出書類

項番	書 類 名	備 考
1	仕様書	
2	納入機器内訳書	
3	納入機器カタログ	
4	主装置パッケージ収容図	
5	主装置収容回線一覧表	
6	主装置内線電話機設置図	
7	主装置外観図	
8	多機能電話機外観図	
9	電話機取扱説明書	6（2）を含む

10	工事試験成績表	
11	故障連絡先	

12 その他

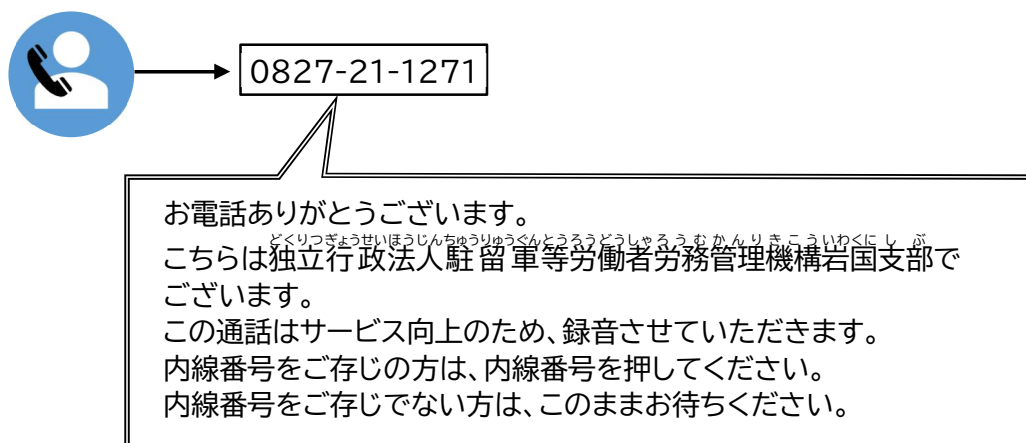
- (1) 受注者は、民法（明治29年法律第89号）その他の法令の規定にのっとり、信義に従い、誠実にこの仕様書の内容を履行しなければならない。
- (2) 本仕様書に定めがない又は疑義があるときは、機構の担当者に確認し、その指示を受けるものとする。

【岩国支部】

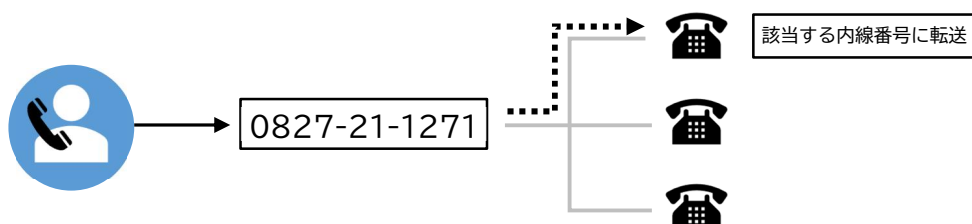
項目		要求仕様	
主装置及び回線にかかる仕様			
ひかり回線	ひかり電話オフィスA（相当）対応	総ポート数（物理ポート数）は、先の容量を満たすこと	OD専用線 6 W方式
	電話：3番号		
	実装：8 CH		
	容量：1 6 CH		
	既設のひかり電話対応機器とISDN接続可能なこと		
アナログ回線	アナログ回線対応		
	実装：2 回線 容量：2 回線 停電時は（アナログ停電多機能電話機）に接続を行い、停電時にも使用可能なこと		
内線	事業所内線対応可能であり、内線番号は各電話機に帰属するものとする 多機能電話機：1 8 台 アナログ停電多機能電話機 1 台 実装：1 9 台 容量：2 4 台		
社内網	実装：4 CH 容量：4 CH 既設のVoIPゲートウェイ（日立製、NT-4S 本体装置ODA(SIP))とOD専用線接続が可能なこと		
電源	AC100V±10V（50／60Hz）		
その他	音声応答（IVR）対応可能 ・代表番号については、音声応答機能を実装すること ・各電話番号に、営業時間外における自動音声の設定（手動）が可能なこと ・音声応答メッセージは合成音声で別紙のとおり作成すること		
	ダイヤルイン機能対応 ・電話機ごとに各ダイヤルイン番号の発信者番号通知、着信鳴音の設定が可能なこと		
	通話録音、伝言メモ。応答メッセージ等対応可能なこと ・チャンネル数：24ch程度、録音時間：500時間程度が対応可能なこと		
	・主装置に10分程度のバッテリーを接続。 ・停電時はアナログ1回線をアナログ停電多機能電話機に自動切替して発着信可能にする		
機器にかかる仕様			
	多機能電話機（職員等用）	多機能電話機（停電用）	
液晶モニター	漢字対応 日時、相手の電話番号、通話時間等の表示が可能	漢字対応 日時、相手の電話番号、通話時間等の表示が可能	主装置収容
着信音	最低3種類 外線及び内線で着信音が変更可能。 また、電話機ごとに着信音の発生、音量の設定が可能	最低3種類 外線及び内線で着信音が変更可能。 また、電話機ごとに着信音の発生、音量の設定が可能	
発着信履歴	確認可能	確認可能	
リダイヤル	可	可	
通話の転送	内部において転送が可能	内部において転送が可能	
機能ボタン	最低18ボタン	最低18ボタン	
調節機能	本体高さ及び液晶モニターの角度調節が可能	本体高さ及び液晶モニターの角度調節が可能	
代理応答	可	可	
台数	18台	1台	

代表番号のガイダンス・内線番号転送

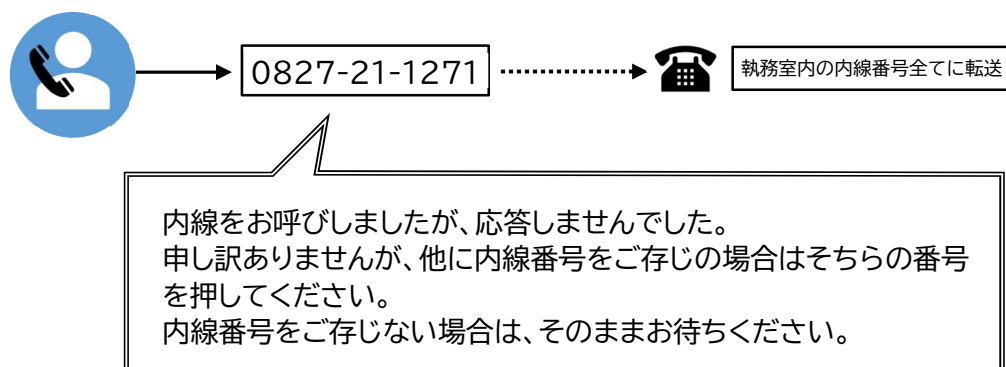
応答・転送（IVR 設定）

1 業務時間（平日の8時30分から17時15分）に代表番号 [0827-21-1271](tel:0827-21-1271) に着信時

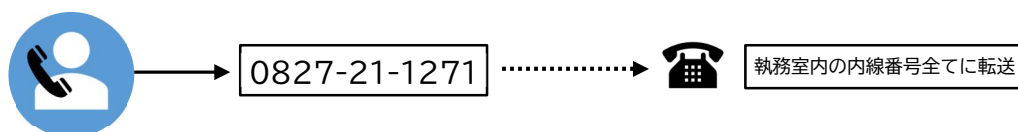
1—1 存在する内線番号を押した場合



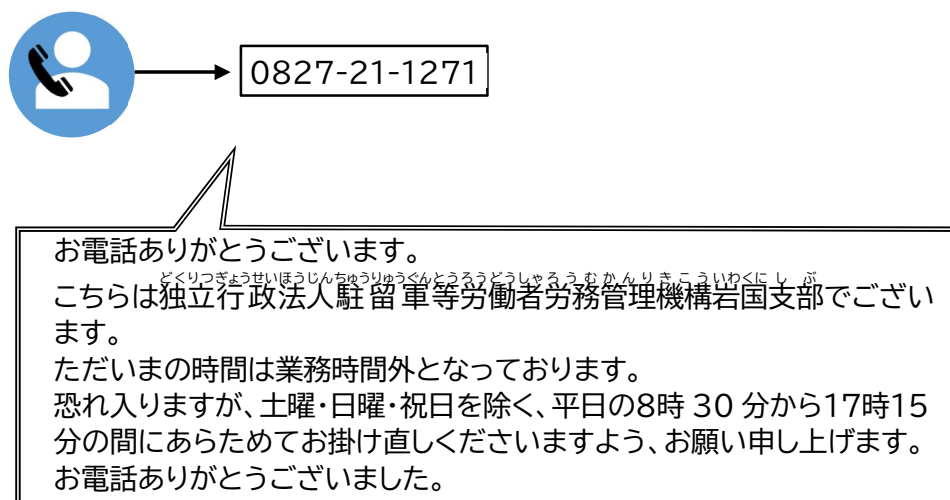
1—2 存在しない内線番号を押した場合



1—3 内線番号を押さない場合



2 業務時間外（土日祝日及び平日の17時15分から翌朝8時30分）に
代表番号 [0827-21-1271](tel:0827-21-1271) に着信時



撤去予定一覧

【岩国支部】

[illegible]

機器等リスト

通番	区分	製造業者・ 役務実施業者	本社 所在国	業者の法人番号	製品名・ 役務実施場所	型番	備考
1	ノートPC	○×電機	日本	1234567890123	○○NOTE	AAA 0123	
2	プリンタ	△△△	米国	3210987654321	△△E1234e	BBB-1111	
3	アプリケーション	OSS	OSS		7-Zip		https://www.●● ●.com
1	システム開発等	◎◎ソリューション	日本	1111111111111	東京都○○区××		
2	再委託	○○○ソフト開発	日本	2222222222222	さいたま市○○区△△		
3	再々委託	××システムズ	日本	3333333333333	横浜市××区○○		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

※ 「例示」及び記載のない行は削除し、記載欄が足りない場合は行を追加してください。